

令和6年度第1回
札幌市景観審議会

会 議 録

日 時：2024年4月22日（月）午後1時30分開会
場 所：か で る 2 ・ 7 8 2 0 研 修 室

目 次

1. 開 会.....	- 2 -
2. 挨拶.....	- 2 -
3. 委員及び事務局の紹介.....	- 3 -
4. 会長・副会長の選出について.....	- 4 -
5. 景観アドバイス部会委員及び景観資源部会委員の選出について.....	- 6 -
6. 議事事項 札幌市景観計画の改定について.....	- 8 -
7. 閉 会.....	- 38 -

1. 開 会

○事務局（地域計画課長） まだ1名お見えになっておりませんが、定刻になりましたので、始めさせていただきたいと思います。

本日は、お忙しいところご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

ただいま、委員14名中12名がおそろいでございます。

札幌市景観条例施行規則第25条第3項の規定により、審議会成立の定足数を満たしておりますので、ただいまから令和6年度第1回札幌市景観審議会を開催させていただきます。

私は、事務局を担当しております札幌市まちづくり政策局都市計画部地域計画課長の永井と申します。どうぞよろしく願いいたします。

最初に、皆様にお知らせしておくことがございます。

議事録作成のために、ご発言の際はお手元のマイクをご使用いただきますようお願いいたします。

なお、マイクの本数に限りがありまして、一部共有となることをご了承いただければと思います。

また、本日の審議会について、会議の議題、出席者氏名、発言者等を記載しました議事録を作成し、公表いたしますので、こちらについてもご了承ください。

2. 挨拶

○事務局（地域計画課長） では、開会に当たりまして、札幌市まちづくり政策局都市計画担当局長の宮崎よりご挨拶申し上げます。

○都市計画担当局長 皆様、大変お世話になっております。

札幌市都市計画担当局長の宮崎でございます。どうぞよろしく願いいたします。

今回は、委員改選後、初めての景観審議会ということで、一言、ご挨拶をさせていただきます。

皆様におかれましては、日頃から札幌市政の推進について、ご理解とご協力をいただきまして、誠にありがとうございます。

そして、このたび、委員の就任についてお引き受けくださいます、本当にありがとうございます。どうぞよろしく願いいたします。

札幌市景観審議会は、条例に基づき設置されるものでございまして、景観施策の推進に係る重要事項について調査審議をいただくものでございます。

札幌の景観につきましても、良好な景観の形成をすることによって、市民の誇り、地元への愛着につながるほか、イメージの向上等による観光、民間投資などの経済的な面でも非常に重要な施策だと考えております。

昨年の10月に、景観についてのものではないのですが、地元への愛着の調査ということで、市民意向調査の中で、札幌市のことが好きですかという設問を設けさせてい

いただきました。その際に「好き」または「どちらかといえば好き」とご回答いただいた方が全体の95%に上りました。

その方々にその理由についてお伺いをしたところ、一番多かったのが、緑が多く自然が豊かだからということ、2番目は、地下鉄、JRなど公共交通機関が充実しているということ、3番目は、官公庁、学校、教育医療といった都市サービスが充実、集中しているという3点でございました。

このアンケート結果からも、緑といった自然景観、自然環境と交通サービス、都市的なサービスが相まって、札幌市民の皆様のシビックプライド、地元への愛着、誇りにつながっているのではないかと改めて感じたところでございます。

こうしたことから、札幌の景観づくりはますます重要な施策だと考えております。重要施策でございますので、他の分野の施策、視点と調和、連携しながら、札幌市の景観施策についてもしっかりと考え、そして、市民の皆様、事業者の皆様、我々行政が一体となってその景観をつくり上げ、また次につないでいく、継承していくということが大変重要であると考えております。

こうしたことから、これからも景観施策について我々は検討してまいりますので、皆様には様々なご意見、ご助言をいただきまして、本市の景観施策の推進にさらなるお力添えを、引き続きいただきますようお願いいたしまして、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

本日も、どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（地域計画課長） ありがとうございます。

それではまず、お手元の資料を確認させていただきたいと思います。

各委員のお席には、配付資料1の会議次第、配付資料2の座席表、配付資料3の札幌市景観審議会委員名簿、議事資料として札幌市景観計画の改定についてというものがあるかと思っております。

なお、委嘱状につきましては、本来であれば1人ずつお渡しすべきところでございますが、机上の配付にて代えさせていただきますことをご容赦願います。

3. 委員及び事務局の紹介

○事務局（地域計画課長） 続きまして、委員の皆様を名簿順でご紹介させていただきます。

お手数ではございますが、ご紹介した際に皆様に顔が見えるようご起立いただければと思います。

まず、愛甲哲也委員でございます。

池ノ上真一委員でございます。

石塚雅明委員でございます。

小澤丈夫委員でございます。

笠間聡委員でございます。

窪田映子委員でございます。

田川正毅委員でございます。

森傑委員になります。

渡部典大委員でございます。

千葉淑子委員になります。

松本純委員になります。

江田美保委員でございます。

巽佳子委員は、今のところ遅参されております。

続きまして、審議会の事務局を担当いたします札幌市まちづくり政策局都市計画部の関係職員から自己紹介させていただきます。

○事務局（都市計画部長） 都市計画部長の長谷川です。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（景観係長） 景観係長の青木です。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（景観まちづくり担当係長） 景観まちづくり担当係長の伊藤と申します。よろしくお願いいたします。

○事務局（地域計画課長） 以下、後ろに担当職員が出席しておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

大変恐縮ですが、局長の宮崎は、次の公務の関係上、ここで退席させていただきます。よろしくお願いいたします。

○都市計画担当局長 大変申し訳ございません。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

失礼いたします。

〔都市計画担当局長退室〕

4. 会長・副会長の選出について

○事務局（地域計画課長） それでは次に、会議次第4の会長・副会長の選出に移りたいと思います。

今回、委員改選に伴いまして、新たに会長を選出する必要がございます。

選出方法は、札幌市景観条例施行規則第24条第1項の規定により、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によってこれを定めることとなっております。

候補者の立て方としましては立候補あるいは推薦がございますが、もし特にご意見がなければ事務局から提案させていただくこととしてもよろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○事務局（地域計画課長） ありがとうございます。

それでは、事務局といたしましては、前期に引き続き、会長には小澤委員にご就任をいただくということを提案したいと思うのですが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり・拍手）

○事務局（地域計画課長） ありがとうございます。

異議なしということで拍手もいただきましたので、当会の会長には小澤委員を選出することといたします。

続きまして、副会長を選出いたします。

こちらについて、もしよろしければこちらから提案をさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○事務局（地域計画課長） ありがとうございます。

それでは、事務局といたしましては、前期に引き続き、副会長には石塚委員にご就任いただくことを提案したいと思います、いかがでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり・拍手）

○事務局（地域計画課長） ありがとうございます。

異議なしということで拍手もいただきましたので、当審議会の副会長には石塚委員を選出するという事にいたします。

それでは、小澤会長、石塚副会長におかれましては、中央の席に移動をお願いいたします。

なお、この後、会場での録音、録画、写真撮影についてはご遠慮いただきますよう、お願いいたします。

〔会長、副会長は所定の席に着く〕

○事務局（地域計画課長） これ以降の進行につきましては小澤会長にお願いしたいと思います、お席に着いていただきましたら、会長、副会長それぞれから簡単にご挨拶を頂戴できればと思います。どうぞよろしくをお願いいたします。

○小澤会長 どうもありがとうございます。

ただいま会長を拝命いたしました北海道大学の小澤でございます。

前期に引き続きの会長職になりますけれども、今回は、今日の議題でございますように、景観計画の改定という前回以上に大きな重責を担っております。

皆様と一緒に考えて、よりよいものにしていきたいと思っておりますので、ご協力のほどをどうぞよろしくお願いいたします。（拍手）

○石塚副会長 前期に引き続いて副会長をやらせていただきます石塚でございます。

引き続きと言いながら、今回は、小澤会長のお話にありましたように、景観計画の改定という大きな役割を果たすということで、皆様とご一緒に知恵を出し合う必要がより一層大きいかと思っております。

前計画の際は、ボトムアップの仕組みと協議型の仕組みが盛り込まれたのが特色だったと思うのですが、今回の見直しは、事務局案などを拝見すると、より札幌の魅力を高めていくために、どういう景観を守り、創造していくのかということが大きなテーマに

なっていると感じております。そういう大きなテーマは、景観法の枠組みだけでは実現はなかなか難しい部分があって、皆さんと一緒に、仕組みの検討も含めて、よりよい景観計画になるように力を発揮できればなと思っております。

よろしく願いいたします。（拍手）

5. 景観アドバイス部会委員及び景観資源部会委員の選出について

○小澤会長 それでは、次第に沿って進めてまいりたいと思います。

会議次第5の景観アドバイス部会委員及び景観資源部会委員の選出でございます。

これらの委員に関しましては、札幌市景観条例施行規則第26条第1項の規定により、会長の指名する委員をもって組織することになっております。

まず、事務局から、景観アドバイス部会及び景観資源部会の役割と候補者案があればご説明いただいて、それを踏まえて指名したいと思っております。

○事務局（景観係長） 景観係長の青木です。

それでは、今、部会委員の名簿の案を配布させていただいている最中で大変恐縮ですが、部会の役割や委員案などについてご説明させていただきます。

令和6年度は、景観アドバイス部会と景観資源部会の二つの部会を運営していこうと考えております。

まず、景観アドバイス部会ですが、札幌市景観条例第45条第5項に基づき設置され、景観審議会との関与による事前協議を行うに当たり、市長が意見を聞く事項について調査審議する部会となっており、部会での意見が審議会の意見となるものとなっております。

具体的には、大規模な建築物や工作物の新築等に当たり、事前に景観アドバイス部会の委員と事業者、設計者にご参加いただきまして、計画案について意見交換を行い、その内容を参考に市長から事業者に対し助言を行うという内容で、景観プレ・アドバイスと呼んでいます。

もう一つの景観資源部会ですが、こちらは札幌市景観条例第45条第9項の特定の事項を調査審議する必要があるときに専門部会を置くことができるという規定に基づき設置される部会になります。

こちらは、この次に伊藤が説明いたします。

委員の事務局案につきましては、各部会で審議する内容と各委員がご専門の分野から作成しております。

景観アドバイス部会については、景観プレ・アドバイスでは、建築物の計画の背景、設計内容、緑化、サイン計画などを踏まえて助言を行うため、ご覧いただいている5名の皆様を部会委員にご就任いただく案となっております。

次に、景観資源部会についてご説明いたします。

○事務局（景観まちづくり担当係長） 景観まちづくり担当係長の伊藤です。

私から、景観資源部会について説明をさせていただきます。

景観計画では、景観資源の保全、活用を柱の一つとしており、景観資源の保全、活用のための制度に、法、条例に基づく指定制度、登録制度がございます。

指定、登録に際しては、条例に基づき、市長が審議会の意見を聴取することとしており、景観資源部会では、個別案件について指定登録の妥当性の議論を行っていただいております。

指定に際しては、資源部会で議論結果を踏まえ、景観審議会からの意見を聴取した上で、指定可能かを札幌市が判断する流れとなります。登録に際しては、資源部会からのご意見を聴取した上で、登録可能かを札幌市が判断する流れとなります。

景観資源部会の委員の事務局案につきましては、指定、登録の対象などを踏まえ、ご覧の5名の皆様に部会委員にご就任いただく案となっております。

○事務局（景観係長） それぞれの部会の内容につきましては、審議会でご報告させていただきます。また、より客観的な視点で各部会の審議内容についてご意見をいただけるようということで、どちらの部会にも属さない委員を設けさせていただいております。活発な審議が行われるように分かりやすい説明に努めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

説明は以上です。

○小澤会長 ご説明いただきまして、どうもありがとうございます。

○事務局（地域計画課長） すみません。1点、私から報告漏れございました。

本日、森朋子委員から欠席のご連絡をいただいておりますので、追加でご報告させていただきます。

○小澤会長 承知いたしました。

それでは、ただいま両部会の役割、それから候補者についてご説明いただきました。

これにつきまして、私としましては妥当なところかなと思っておりますが、候補者となられた委員の皆様、お引き受けいただけますでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○小澤会長 ありがとうございます。

事務局に確認です。今、森朋子委員がご欠席とのご報告がありましたが、本日の審議会でも景観資源部会の委員候補者として名前を挙げることはご本人に伝わっているのでしょうか。

○事務局（景観係長） 森（朋）委員におかれましては、事務局で事前にご連絡を差し上げまして、内諾を得ております。

○小澤会長 ありがとうございます。

それでは、景観アドバイス部会は私を含めまして5名、それから、景観資源部会委員も5名ということになりました。今、お名前が挙がった方に務めていただきたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

6. 議事事項 札幌市景観計画の改定について

○小澤会長 続きまして、本日のメインの議題ですが、会議次第6の議事事項「札幌市景観計画の改定について」でございます。

お手元に資料が用意されておりますので、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（景観係長） 景観係長の青木です。

それでは、私より景観計画の改定についてご説明いたします。

委員の皆様には事前にお送りした資料から少し語句修正等が入っておりますので、お手元の資料が最新版となります。

また、同じ内容でパワーポイントをご用意いたしましたが、こちらのほうが見やすければパワーポイントを、少し画面が遠くてパワーポイントが見づらいようでしたら、お手元の資料をご覧いただければと思います。パワーポイントのほうに沿ってご説明させていただこうと思っております。どうぞよろしくをお願いいたします。

まず、景観計画とは何かというところからご説明させていただきます。

景観計画は、景観法に基づく良好な景観の形成に関する計画となります。

この景観計画には、景観計画区域、良好な景観の形成のための行為の制限に関する事柄、景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針と良好な景観の形成のために必要なものの四つを定めるほか、景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針を定めるよう努めることとされております。

本市をはじめとする景観行政団体は、景観法第8条に基づき一定の区域について景観計画を定めることができるとされておまして、本市は、札幌の景観形成の総合的な指針として、平成29年に現計画を策定しております。

景観計画区域は市の行政区域全域で、計画期間は20年間となっております。

位置付けといたしましては、札幌市まちづくり戦略ビジョンを上位計画とし、ほかの関連分野の計画と整合を図りながら定めるものとしております。

また、景観法第8条第8項の規定により、この計画のうち、都市計画区域についての内容は、第2次札幌市都市計画マスタープランに適合するものとして定めています。

続きまして、これまでの景観施策についてご説明いたします。

本市の景観施策の始まりですが、本市では、昭和56年に札幌市都市景観委員会を設置し、同年に当委員会から景観施策の基本的考えをまとめた提言を受けました。

この提言を受けて、昭和58年に札幌市都市景観賞を創設し、昭和63年には札幌市都市景観要綱を定め、都心部において建築行為等の届出、協議を開始いたしました。

その後、平成9年に都市景観の形成に関する基本的な方針として札幌市都市景観基本計画を策定し、平成10年にこの基本計画を支える自主条例として札幌市都市景観条例を制定いたしました。

この条例に基づき、市内全域で大規模建築物等の届出、協議を開始したほか、都市景観重要建築物等の指定制度を導入いたしました。

こうして、自主条例に基づく景観施策を始めたという形になります。

平成16年には景観施策の根拠となる景観法が制定され、平成19年に札幌市都市景観条例を全部改正するとともに、札幌市景観計画を策定して、平成20年より景観法に基づく取組を開始いたしました。

その後、平成9年に策定した札幌市都市景観基本計画と、平成19年に策定した札幌市景観計画を統合して、新たな札幌市景観計画を平成29年に策定いたしました。

そして、景観プレ・アドバイス制度、活用促進景観資源、景観まちづくり指針の仕組みを新たに導入いたしまして、現在に至っております。

ただいまご説明した内容を表にすると、ご覧のような形になります。

お手元の資料では、1枚目の右下側の表になります。

続いて、今ご覧いただいているパワーポイントのほうになりますと、表の左側、緑の矢印の部分が条例制定前、真ん中の青色矢印の部分が自主条例に基づく施策、右側の赤色部分が法に基づく施策になります。

現在の根拠は黄色の網かけ部分になりますけれども、平成16年に制定された景観法、平成29年に改正された景観条例、景観計画に基づいて施策を実施しているという形になります。

続きまして、現計画についてです。

計画の構成はご覧のとおりとなっております。

第2章で、札幌の景観特性を自然、都市、人の三つの観点から整理して、第4章で景観の形成に関する方針を三つの観点から示しております。また、具体的な取組については、第5章で届出協議による景観誘導、景観資源の保全活用、地域ごとの景観まちづくりの推進、景観形成に関する普及啓発の四つに整理しております。

次に、この取組と成果についてご説明いたします。

資料の3枚目になります。

まず、届出・協議による景観誘導についてです。

大規模な建築物の新築など届出対象となる行為を行う場合、工事着手30日前までに届出をしていただき、届出を受けた計画内容について、協議を通じて基準への適合を誘導するものになります。

届出の対象行為は区域によって異なっております。

市全体となる景観計画区域では、建築物の新築、増築や、外観の過半にわたる色彩の変更などのうち、建築物では延べ面積が1万平方メートル、札幌市立地適正化計画の都市機能誘導区域内にあっては、こちらは5,000平方メートルとなりますが、これらを超えるものや、高度地区の種類に応じて設定されている一定の高さを超えるものなどが対象で、工作物では、高さ31メートルを超えるものなどが対象になります。

都心部の4地区を指定している景観計画重点区域では、建築物等の新築などのほか、除却も対象となりまして、規模に関わらず届出が必要になります。また、広告物の表示、変

更等も対象となっております。

景観まちづくり指針が対象とする景観まちづくり推進区域などの区域内では、指針で定める届出対象行為を行おうとする場合が対象になります。

この届出制度に加えまして、景観プレ・アドバイスという計画の早い段階から専門家の皆様が関与する協議制度を設けております。

景観計画で行う取組については、おおむね5年間を短期的取組期間といたしまして、その後、中長期的な取組に移行するロードマップとしておりましたが、これまでの取組としては、景観プレ・アドバイスを平成29年に導入後、昨年度末までに40回実施しております。

次に、景観資源の保全・活用についてです。

資料は右側に移ります。

景観資源を指定、登録し、現状変更に一定の制限を設けることや、周知を通じた関心の喚起などにより保全、活用を推進する取組になっておりまして、景観重要建造物、札幌景観資産などの指定制度と活用促進景観資源の登録制度という二つで実施しております。また、景観重要建造物や札幌景観資産については、外観の修繕などを対象に補助制度を設けています。

これまでの取組としては、平成29年の景観計画策定時に活用促進景観資源の登録制度を導入し、指定や登録を進めておりまして、今年度に指定と登録数などを増加させているほか、適宜、支援等を実施しているところです。

次に、地域ごとの景観まちづくりの推進になります。

景観まちづくり指針は、地域特性に応じた魅力的な景観を形成するための指針を策定して、届出による景観誘導や地域主体のまちづくり活動を推進するもので、指針の策定に当たっては、地域の方たちと協議をするほか、指針案は地域の方たちと協働で作成するように努めるなど、広く地域住民が関わりながら指針を策定するという内容となっております。また、地域で行う活動経費の一部を助成するという制度も運用しております。

これまでの取組としましては、景観まちづくり指針を7地区策定いたしまして、ほかの制度との連携なども行っているところです。

次に、景観形成に関する普及啓発です。

資料の右側に移ります。

短期的な取組といたしましては、平成19年より実施している「ミニまち」というものを活用した子どもへの景観教育の実施や市民、事業者等が自発的に行う取組に、景観アドバイザーの派遣や景観まちづくり助成金の交付などの支援を行っているところです。

続いて、資料の4枚目の一番下、改定の経緯についてです。

景観計画の計画期間は20年だったのですけれども、社会情勢の変化や関連計画等の変更などに応じて、計画期間内に将来展望に変化が生じた場合には、適宜、計画を見直すこととしておりました。

現計画から7年経過して、現在は中長期的な取組を進めていく時期ですけれども、計画策定のときから大規模な開発が進むなど、計画の前提としていたまちの姿、状況が変化しており、令和4年から5年にかけて市の最上位計画である第2次札幌市まちづくり戦略ビジョンが策定されて、戦略編に眺望景観に関する取組も位置づけられました。

また、第2次札幌市都市計画マスタープランの改定に向けた取組が進められるなど、適合、連携を図る関連計画の変更が見込まれているところです。

これらのことを踏まえて、将来展望の変化に対応するよう景観計画を見直すこととし、施策の充実を図ることといたしました。

それでは、ページをめくっていただきまして、5ページ目から改定の方向性についてご説明いたします。

新たな視点を踏まえた施策の検討と、これまでの取組から見えてきた課題等への対応と、大きく二つの方向で考えております。

まず、新たな視点を踏まえた施策の検討です。

現計画では、札幌の景観特性を自然、都市、人（暮らし）の三つの観点から整理しています。

改定計画では、本市のまちづくりの方向性なども踏まえつつ、景観構造を明確化し、新たな視点も加えて、景観形成の方針、基準の整理や施策の拡充を行うことで、札幌の魅力をより感じられる景観形成を目指していきたいと考えております。

追加する視点は黄色の網かけの部分になります。

続いて、これまでの取組から見えてきた課題等への対応です。

現計画に基づく取組を進める中で、各施策の運用面での課題が見えてきたことから、改定計画では、これらの課題やその対応方法の検証を進めて、手法の再整理や内容の強化を検討し、施策の充実を図りたいと考えております。

現在の施策の体系部分と新たに強化する部分というふうに分けて表示しておりますが、現在の施策の体系部分では、届出協議による景観誘導では、景観プレ・アドバイスの運用方法の再整理など、景観施策の保全・活用については、指定制度と登録制度の再整理など、地域ごとの景観まちづくりの推進については、取組の継続に向けた担い手づくりや仕組みの構築など、景観形成に関する普及啓発については、継続的な情報発信をする仕組みや体制の構築などの課題があるというふうに考えています。

また、新たに強化する部分として、黄色の三つの分野を考えています。

これらの黄色でお示しした部分の検討の方向性について、次のスライドからご説明いたします。

紙資料では6枚目になります。

それぞれの視点等について、現状や課題等と検討の方向ということでまとめさせていただいております。

まず、ゾーンごとの景観誘導です。

現状ですが、現行の札幌市景観計画で定めている景観計画区域における景観形成基準は、市内全域で一律の基準としております。

景観計画重点区域や、景観まちづくり指針を定めて基準を上乗せしているところもごございますが、これらの対象区域は限定的であることから、大半の届出、協議では、全市の場所の特性に応じた具体的な配慮内容などは個別に判断が必要な状況となっております。

この状況から、課題として景観形成に取り組む市、事業者、市民などの関係者が同じ方向性で取組を進めていくためには、一定の特性を持つまとまりごとに目指す姿を共有していくことが大切であって、地形や自然など地域ごとの特徴を踏まえたゾーン別誘導の方向性を整理する必要があるのではないかと考えています。

今後の検討の方向ですが、ゾーンの設定の検討をまず行いまして、その特徴に応じて目指す方向性の整理を行って、景観形成基準に反映させる項目などの検討をしていくことを考えています。

次に、眺望景観です。

現状になります。現行の景観計画では、景観計画区域における景観形成基準の一つとして、山並みやシンボルとなる建築物など景観を特徴づけるランドマークなどへの見通しに配慮することを掲げておりますが、何がランドマークに当たるか、どの場所を主要な視点場と捉えるかなどについて具体的には規定していません。

次に、都心部において高度な機能集積が求められておりまして、それに応えるべく建築物の高層化が今後より一層進むことが見込まれて、本市としては、機能、公共貢献に見合った緩和を行うなど、高層化を許容していく方向でございます。

また、眺望は景観資源になり得ると考えておりますが、現時点では登録をされていないという状況になります。

このことから、特に配慮が必要な視点場や視対象を明確化するとともに、景観誘導の方向性を整理する必要がある、市街地の背景となる山並みと都心部の高層化の調和をどのように図っていくか、在り方を整理していく必要がある、眺望を景観資源として捉えた周知や活用などを整理していく必要があるという課題があると考えております。

検討の方向性としましては、視点場の設定や種類の整理などにより眺望景観の特徴を整理した上で、類型に応じた方向性の整理をしまして、景観形成基準への反映や施策の検討など、誘導の方向性の検討を行うことを考えております。

次に、夜間景観になります。

現状の部分を読み上げますが、本市は、日本新三大夜景都市に認定されており、既に高い評価を得ているところです。

景観プレ・アドバイスでは、建築物の内部からガラス面を通して漏れ出る光が通りの景観にもたらす影響や効果などを考慮するように言及されています。

次に、景観計画区域における景観形成基準に照明の項目を、一部の景観計画重点区域においては、夜間景観に関する基準を設けております。

また、山のように標高の高い位置から市街地を望む夜景では、グリッド構造などの特徴を視認できて、札幌らしさを感じることができると考えられます。

課題としましては、夜景に対する現在の高い評価を維持、強化することが重要であって、景観計画区域における景観形成基準に照明に関する項目はあるのですが、今後誘導を強化するために、夜間景観を構成する要素への言及なども必要だと考えられます。

今後の検討の方向ですが、夜間景観の特徴を整理した上で、価値創造に向けた取組を整理して、景観形成基準や施策について検討していくことを想定しております。

次に、真ん中の部分ですが、雪・冬期の景観についてです。

現在の札幌市景観計画で示す景観形成の方針では、雪に配慮した景観形成を図ることとしておりまして、景観計画区域における景観形成基準に雪に配慮するという項目がございます。

市民生活において雪はマイナスイメージが強いと考えられる一方で、雪まつりやホワイトイルミネーションなど札幌ならではのイベントがあって、雪に親しむ人々の活動も見られます。

課題といたしましては、雪のある景観を魅力として捉えて、他市にはない札幌ならではの景観の創出を図ることが重要であることと、景観計画区域における景観形成基準に雪に配慮するという項目がございますが、落雪等の対策と冬の快適性を主な視点としておりまして、雪のある景観を創出していくという視点がやや弱いことが挙げられます。

検討の方向といたしましては、雪や冬期の景観特性を改めて整理した上で、価値の創造に向けた取組の検討をしていくことを考えております。

次に、公共施設についてです。

本市の建築物、工作物、道路、河川、都市公園などは更新時期を迎えておりまして、今後、建て替え、改修等が増加する見込みです。

景観計画には、景観重要公共施設の整備に関する事柄を定めることができますが、現行の札幌市景観計画では、景観重要公共施設に関する事柄を定めていない状況です。

誘導の面では、景観形成基準のほか、公共施設用のガイドラインを併用し誘導を図っているところですが、内容の一部に重複や不整合がある状況となっています。

これらのことから、景観形成に与える影響が大きい公共施設の重要性の共有や考え方の浸透が必要だと考えております。特に重点的に景観誘導を図るべき公共施設がある場合の対応の検討が必要で、景観形成基準と公共施設用のガイドラインとの内容の精査、統合などが必要かというふうに課題として考えています。

検討の方向としましては、公共施設全体の誘導の方向性を検討した上で、景観重要公共施設の指定の方針の検討などを進めていきたいと考えております。

次に、8枚目のページになります。

広告についてです。

広告については、道路部局が屋外広告物条例を所管しておりまして、全市の屋外広告物

の掲出に関する許可を行っております。主に、設置の基数、大きさなどの定量的な規制になります。

都心部では、景観計画重点区域の指定によって、広告物も景観条例に基づく届出対象となりますが、この資料上、都心部の一部と記載している大通地区以外の都心部の区域では、屋外広告物条例に基づく地区指定によって、掲出の位置や中・高層部における板状広告の禁止など、全市よりも厳しい定量的な基準を設けているところです。

大通地区につきましては、景観計画重点区域の景観形成基準により、色などの定性的部分を誘導した上で、屋外広告物条例に基づく許可を行うという仕組みとなっていますけれども、デザイン誘導というところまでは至っていないところです。

また、新たな表示手法として、近年増えてきたデジタルサイネージについては、誘導のための基準を設けていないという状況になっております。

そこで、広告物のデザインコントロールに向けた手法の整理が必要、デジタルサイネージの誘導に向けた整理が必要という課題があると考えておりました。検討の方向としては、屋外広告物条例との連携方法の検討や誘導手法の検討などを進める方向で考えております。

次に、色についてです。

現状ですが、景観形成基準で定める色彩基準では、札幌の景観色70色とその近似色を原則使用する色彩の範囲としています。

一般的に、色彩の表し方にはマンセル値などがございますが、景観色70色ではマンセル値とともに各色に名称をつけております。

この基準は平成16年から運用しておりますが、色名をつけることによる普及啓発などの効果があるのですが、建築物の外観の誘導基準と考えたときに、建築現場で広く使用されている日本塗装工業会色見本と対応していないことなどから、事業者の方に少々分かりにくいなど、理解してもらいにくいという状況がございます。また、建築物の外壁色として一般的ではない比較的鮮やかな緑や青系の色が、大面積で使用できるようになっていることなどが課題として挙げられます。

そこで、70色という色は生かしつつ、運用面について検討していきたいと考えております。

最後に、スケジュールについてです。

今年度は5回の審議会を予定しています。

第2回から第4回にかけて、各項目などについてご審議いただきまして、年度末には骨子をまとめたいと考えています。

今年度に骨子をまとめて、来年度、令和7年には素案を検討して、パブリックコメントなどの諸手続を経まして、令和8年度の前半には景観計画の新しい改定版を策定したいと考えております。

本日は、改定の方向性などについてご審議いただければと思っております。

ご説明は以上です。よろしく願いいたします。

○小澤会長 ご説明をどうもありがとうございました。

ただいま、8枚に及ぶ資料を一挙にご説明いただきました。

今回、委員の皆様の約半分が入替えになっておりまして、学識経験者の方、市民委員の方が2人、新しく委員として参加していただいておりますが、最後にご説明いただきました今後のスケジュールを見ますと、非常にタイトなスケジュールではあるのですけれども、令和6年度に新しい景観計画の骨子をまとめる必要があるという中で、従来の景観資源部会、景観アドバイス部会の仕事もこなしつつ、景観計画の改定に向けてこういったことを検討していかなければいけないということでございます。

事務局、今後のスケジュールのところ、ほかの計画との関係で今年度いっぱいでもまとめる必要があると、その辺りをご説明いただけたらと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○事務局（景観係長） スケジュールについてですけれども、関連計画とも整合性を図りながら進めていくのですが、都市計画マスタープランが同じ時期に改定を進めるという見込みで、今年度末までに都市計画マスタープランは骨子をまとめるところまで進むと聞いており、それと歩調を合わせていきたいと考えています。

○小澤会長 マスタープランとの整合性は非常に重要でございますので、こういったスケジュールで進めていく必要があるというご説明でした。

主に1番の景観計画とはから始まりまして、第2章がこれまでの景観施策、第3章が現計画についてです。この資料と皆様のお手元にある2017年、平成29年の前回の景観計画に対応しているのが第3章の現計画についてとなっております。そして、第4章ではこれまでの取組と成果についてご説明いただき、それを確認した後に第5章で改定の経緯が簡単に説明されております。5ページ以降、改定の方向性についてということで丁寧に説明されております。

今回はキックオフですので、改定の方向性について委員の皆様で歩調を合わせて共通認識の上に立たなくてはいけないということで、こういった資料のまとめ方をさせていただいていると理解しております。

特に、5ページの改定の方向性についての左側から始まりますけれども、事務局の説明にもありましたとおり、黄色のハッチングをしているものが前回の景観計画では十分に行われていなかった新しいキーワード、アプローチになります。

6ページ以降にゾーンごとの景観がございますけれども、現状、課題、それから、これまでの景観審議会との意見交換からとございますが、これにつきましては、今年度の改定を見込んで前期の委員の皆様と意見交換をさせていただきました。その場が出た、こういった課題があるから、こういうことに多く取り組んでいかなければいけないといった意見などが6ページ、7ページにまとめられております。

前期から継続されている委員は、去年までのお話を確認する意味でご覧いただいたと思うのですが、今年度、新規に就任された委員の皆さんにとっては、全て初見になると思

ますので、こういう点が分からないというところが多々あるかと思えます。

事前に資料はお配りさせていただいておりましたけれども、今日は十分に時間を取っておりますので、皆さんの意見、ご質問等をざっくばらんにお伺いしたいと思います。

ここで、もし資料を読み込む時間が欲しいということであれば、10分ほど休憩を兼ねて時間を取りますし、それは必要ないのですぐ始めて構わないということであれば、早速、意見交換あるいはご質問を受けるように始めていきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○笠間委員 私は新任の委員ですけれども、どちらでも大丈夫です。

最初は議論についていくのが精いっぱいかと思いますが、引き続きの委員の方での議論を聞く中でいろいろ勉強して行って、10分後には話せるようになると思います。

○小澤会長 分かりました。

特に資料を読む時間が必要なければ、このまま進めさせていただいてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○小澤会長 それでは、ぜひ新任の委員は、継続の委員のご質問、ご意見等をお聞きになりながら、ご発言をお願いしたいと思います。

それでは、新任、継続は問いませんが、何かご質問、ご意見等がございましたらお願いしたいと思います。ご確認されたい点でも構いませんが、いかがでしょうか。

○森(傑)委員 新任で申し訳ないのですけれども、発言させていただきます。

質問が一つと、今後の協議に向けてコメントをさせていただければと思いました。

まず、基本的に今後の改定の方向性に関して異論はありません。事前に資料を拝見して、重要なことだと私も共感できましたので、方向性に関して大きな異論はございません。

それです、質問ですけれども、6ページのゾーンの設定のところでは。

ゾーンの設定をするときに大事なのは、なぜそのゾーンになるのかという根拠だと思うのです。そのバックデータといいますか、根拠データ、サーベイの内容のようなものがあるのかないかです。直感的に、この通りの向こうとこっちで何となく違うよねという話にはならないと思うので、ちゃんとした根拠があるのかどうか一つ目の質問です。

まず、ここのご回答いただきたいと思えます。

○事務局(景観係長) ゾーンの設定についてのご質問ですが、現在、ここをこういうふうに区切ってゾーンをつくらうという根拠自体は持ち合わせておらず、今年、調査等を行いながら、こういった根拠で進めていったらいいのではないかというものを示すところから協議の土台に乗せさせていただこうと思っております。

○森(傑)委員 分かりました。ありがとうございます。

それでは、意見です。

7ページの夜間景観、雪・冬期の景観、公共施設について、共通して横断的にコメントをさせていただこうと思えます。

いずれも大事かと思えますが、私も、仕事柄、国外に行くことが結構多い中で、いわゆ

る先進諸国の景観といったときに、夜間景観というものが急速に意識され始めています。ここ10年ぐらいは、かなり意識されている都市があり、特に世界遺産を持っておられるところとか、たくさん観光客が来られる旧市街地を持っているところは戦略的にされています。そういう国際的な視点での取組や事例のようなものをこの会で何らかの形で紹介いただきながらディスカッションするほうが生産性が高まるのではないかと思いました。これはコメントです。

二つ目は、雪・冬期の景観ということでいきますと、私の関係する共同研究の中で、20年ぐらい前に視覚的様相という研究をしまして、雪が降ったら白くなるという単純な話ではないのです。心理的にほかの色や材質によって受け方が変わってくるとか、降り始めたときの視覚的な印象と溶けるときの話とか、単に白黒の話ではなく、素材もちょっと湿ったりすると変わってくるというように、20年ぐらい前ですけれども、視覚的様相で、札幌、積雪寒冷地特有の特徴を研究したりして論文も出ていますので、ディスカッションの視点として、事務局で参考にさせていただいたらいいのかなと思いました。

最後の三つ目は、夜間と冬期景観と公共施設を通してですが、私は、今工事されています札幌市中央区複合庁舎のPFIの選定に関わらせていただきましたけれども、優秀な設計をされる方や事務所というのは、ガイドラインがなくても夜間の景観や積雪の状態などを検討して提案されてくるのです。

全国的な景観を見ていると、この色でなければいけないという指定や規制みたいな方向はあまりよくないと私は思っています、こういうところを価値観として持って、こういうところをちゃんと検討してください、それに対して事業をされる方、あるいは公共施設を考えると提案力と創意工夫みたいなものを引き上げていくような協議の在り方がいいのではないかと思います。今もアドバイスの話をされていますけれども、決め打ちでこれを使いなさい、あれを使いなさいと言うよりは、市の内部では審議会も含めて頭数が限られていますので、広く提案と創意工夫を受けられるようにしていったほうがクオリティーの高いものになると思いますし、それを受け止めて協議する場や会議体、時間というものを計画設計等のプロセスでどう持っていけるのか、その辺りが大事になるのではないかと考えているところです。

長くなりましたけれども、感想を含めて意見させていただきました。

○小澤会長 森（傑）委員、どうもありがとうございます。

最初のゾーンに関しましては、まさに5ページに、札幌の景観構造ということで絵がありますけれども、これから調査をしていくということですね。かなり時間は厳しいのですが、恐らく急ピッチで、どういうふうに景観構造が成り立っているかを客観的に解析しながら進めていくというふうにお聞きしております。

それから、ご意見を二ついただきましたけれども、確かにいろいろな世界各地の都市の事例や、価値、創意工夫を引き上げるというご発言がございました。おっしゃるとおり、これは規制ではなくて誘導施策ですので、いかに豊かな創意工夫に富んだ誘導ができるか

ということはすごく大事だと思いますし、こういった視点に立つことは私も非常に重要なと思いました。

特に学識委員の先生方から、いい事例をどんどん提供していただきながら、レベルを引き上げるような方向に行ければいいのではないかと思います。

ただいまの意見に関連してでも構いませんし、別なご意見、ご質問でも構わないですが、いかがでしょうか。

○愛甲委員 今のゾーンのところに関して、景観特性という言葉と景観構造という言葉を使っているのですが、この違いが資料を見てよく分からなくなっていました。5ページに、景観特性から札幌の景観構造を把握となっているのですが、さらにそのゾーンとそれぞれどういう言葉の定義をされているか、イメージを持っておきたいので、質問させてください。

○事務局（景観係長） 景観構造と景観特性についてのご質問でございました。

イメージですけれども、景観特性については、例えば、雪であったり、夜間景観であったり、それぞれ分野ごとの札幌ならではの特徴といいますか、札幌の夜景はこういう特徴がありますというところが特性で、それらが重なり合ってどういう構造になっているかという結果を景観構造というイメージで表現しています。それぞれ一つ一つの要素が特性で、それらの組み合わせが構造になるというイメージでした。

○愛甲委員 完全には理解できていないのですけれども、札幌市のほうでそういうふうに定義するというのであればそれでいいと思うのですが、逆もあるのではないかと思います。では、構造とは何か、どんな言葉で表されるのかと思ってしまいました。

○事務局（景観係長） 今、イメージしているところをうまく伝えられていないということが分かりましたので、一緒ではなくて別のものだという認識ではいるのですが、それをいかに分かりやすく表現するかということを宿題でいただいてもよろしいでしょうか。

○愛甲委員 分かりました。

現行の景観計画ではそういう言葉は使っていないのですか。景観特性という言葉は出てきますけれども、景観構造という言葉はあまり出てこないような気がするのです。

○事務局（景観係長） そうですね。

景観の特性は出てきて、景観の特性を三つの観点から整理するというような整理の仕方ですが、構造という単語ではありません。

○愛甲委員 それは今回が初めてですか。

○事務局（景観係長） 今回、初めて出しています。※1

○愛甲委員 今回の改定で初めてだとすれば、その景観構造とは一体何を意味するのかということが伝わらないと、議論もしづらいし、市民の方にも伝わらないのではないかと思います。

○事務局（景観係長） ありがとうございます。

○小澤会長 恐らく、特性というときに、様々な特性があって、いろいろレベルが違くと

思いますので、どういった構造になっていて、そこから我々が特性として挙げられるものがどういうふうに位置づけられて説明できるかということをだんだんクリアにしていかなければいけないと思っています。多分、今の段階でまだはっきりしていないというのは、確かにご指摘のとおりかなと思っています。

今後、この辺りもしっかり詰めて、分かりやすい表現にしなければいけないと思っておりました。

おっしゃるとおり構造というのは、今まで使っていなかったですね。

ほかにかがででしょうか。

○窪田委員 意見ということではないのですけれども、昨年度末からこの改定の方向性をいただいている、今まさに議論されているゾーンをどういうふうに切るのかというところは、自分なりにもいろいろ考えながら、すごく難しいなと思っていました。

どのぐらいのスケール感でゾーンを設定していくのか、もちろん、自然とか地形だと結構広い範囲で設定することになると思うのですけれども、掛け合わせの眺望景観のようなことも考えたときに、切り離せるものではなくて、その眺望のターゲットが遠いとか、ある程度の広がりがあれば、面的に何かしら働きかけなければ眺望は守られないので、ある程度広かったり、近いところにターゲットがあれば、その範囲をくくりやすかったりということもあるのだろうと思います。

また、特に都心部の開発といったときには、まちの計画である都心まちづくり戦略ビジョンで、いろいろな軸や交点などが設定されているので、小さなレベルで設定していかないと、これまで実際にうまく誘導できてこなかったということもあるので、どんなスケール感でやっていくのかなと思っていました。

都心だけ細かくすればいいというわけではなくて、景観重要建造物とか札幌景観資産の景観のことを考えたときは、どうしても札幌市はそういうものは点で存在していると認識しやすいのだけれども、まちの成り立ちの中で出来てきたもので、近くに似たような歴史的な背景を持った建物があったり、環境があったりということを考えてときには、エリアでその特徴を捉えながら景観を考えていく必要があるよねという話もあったと思うのです。

土地の成り立ちという範囲では、郊外部でもある程度小さなスケールのゾーン、小さいというか、ある程度限定的なスケール感で設定していったほうがうまくいくところもあるのかなど、ゾーン設定がすごく難しいと思っていて、たたき台などがないと議論しづらいのかなと思っていました。今日は1回目ということですので、すごく難しい作業だなという印象のお話しかできませんが、今後、いろいろな視点で組み合わせていきながら考えていければ良いとおもいます。

○石塚副会長 景観特性と景観構造の話は、言葉だけ捉えると非常に分かりづらいところがあるかもしれないのですけれども、前計画の景観特性として、自然、都市、人（暮らし）という三つの枠組みで整理をされているのですが、考えてみれば地形と都市の構造というのは密接な関係を持ってつくられてきたわけですし、そこでいろいろな暮らしといま

ようか、明治期の開拓期から現代に至るまでにいろいろな産業がそこで生まれていったのも地形との関わりを抜きには分析できない部分があります。

ゾーンということを考えたときに、それらを重層的に捉えないとその特色をうまく捉えて、そこで新しく建つ建築物の在り方を検討できないのではないのだろうかということで、新しい景観特性とゾーンをつなぐ概念として、構造化といいますか、そういう作業が必要なのではないかという認識かなと私は理解しています。

○小澤会長 石塚副会長、どうもありがとうございます。

昨年度からの議論を引き継ぎながら、ご説明をお願いいたしました。

ほかにいかがでしょうか。

○江田委員 今のことに関連して、資料の6ページに、改定の方向性ということで、ゾーンごとの景観が四つ重なった図がありまして、これは今の構造や特性に関連すると思うのですが、これをどう読み解けばいいのかが分からないので、教えていただけますでしょうか。

○事務局（景観係長） イメージ図としてつくったために分かりづらい表現になったことをお詫び申し上げます。

表現したかったことは、ゾーンは、全市をきれいに区分して、ここからここまでがこれですよ、ここからここまではこれですよというイメージではなくて、それぞれの特徴を持ったグループが何層にもあるかもしれないということで、大きくくくった場合、例えば一番下のところは地形をイメージしているのですが、緑の山あたりと、平地あたりがゾーンとして区分されるかもしれないなというところで、大きく分けたらそういったところがあるかもしれない。

一方で、それとは別に、例えば、大事な場所があったとしたら、その周囲のところだけゾーンとして区分されるところがあるかもしれないけれども、それはさきほどの層と同じレベルの中では考えられないので、二つの層に分かれているというイメージで、札幌市の中をきれいにどこからどこまでを線を引いて分けましょうというふうに考えてはいないよというところと、もしかしたらゾーンの考え方も一つだけではないかもしれないということで二つの層の図で、これは二つではなくて三つか四つになるかもしれないのですけれども、キーワードを含め、案をお示しして検討していきたいということで図をつくらせていただきました。

○江田委員 ありがとうございます。

○小澤会長 私が一番気になっているのは、今までの話でも一部出たと思いますけれども、まち中がどんどん高層化してきているということです。都市というのは経済的な活動の場でもありますので、そういうニーズがあって、地区計画等を経て、再開発がどんどん進んでいるという現状がございます。

当然、高密度化、高層化していく部分が出てくると、それに対して山がある眺望が見えにくくなる。その辺りで両方を満たせばいいのですけれども、そういうふうにはいかない

ものですから、経済活動をしっかりとしていきながら、経済活動は景観をつくるという面もございますので、例えばエリアごとに、ここはこういった眺望を大事にしていくべきで、それは経済活動と両立していくののだろうか。そういったポイントを絞って、それこそゾーンごとに見ていくことができないのかと思うのです。高さを規制するという考え方ではなくて、そういうものを受け入れつつも、何を大事にして眺望をつくっていくのかという考え方も整理していく必要があるのではないかと、そういったことを昨年度から委員と一緒に議論してきました。

江田委員からご質問いただいた6ページの右上は、確かに分かりづらいと思うのですが、何か地理的な要素があって、まちのもともとできている構造とといいますか、まち自体の姿があって、そこがさらに変わっていく、そういった中でどんなゾーンが浮かび上がってくる可能性があるのか、それをどう誘導することが豊かな都市景観につながっていくのかということを考えていける場になればなと思っておりました。

ほかにいかがでしょうか。

○笠間委員 このゾーンに関連してですが、最初に資料の説明を聞いていたときには、都市計画図の色塗りではないですけれども、全市的に特徴が似たところをグルーピングして、住宅地的なところはこうしていこうとか、商業地的なところはこうしていこうとかそういうルールを検討する方向に行くのかと思っていました。一方で、今の議論を聞いていると土地柄ではないですけれども、円山とか薄野といったまちの雰囲気みたいな方向で区分していくことを考えているようにも聞き取れ、どっちなのかが分からなくなってきました。これはどちらを意識されているのでしょうか。

それから、ゾーンが幾つも考えられるのではないかなとおっしゃっていましたが、まちの特徴を分析した上でゾーン区分しようとする、例えば、住宅地だと、傾斜地形住宅地なのか、基本的に平らなグリッドの住宅地なのか、一括開発でできた緑もあるような住宅地なのか、そういった特徴分けが考えられると思いますが、そのようなものを地形の特徴、建物の高さの特徴、密度の特徴などがある程度整理してそれをもとに区分を検討して色塗りをしていくと思っていたのですが、そのような地形的な特徴で見るとこうです、土地利用的特徴で見るとこうですというような重ね合わせをしていくのかということ。このような重ね合わせをしようと思うと4層、5層になっていくとパターンが100とかになってしまうと思うので、大変だなと思っていたところでして、事務局ではどういった方向を考えているのかということをお聞かせいただければと思います。

○事務局（景観係長） 例えば、他市でいいますと、山と平地、海が近いところであれば海があって、川があって、それに先ほどお話があったような都心部、地域交流拠点、住宅地を重ね合わせて、市を八つくらいに分割してつくられている都市があります。どちらかという、土地の利用形態と地形を合体させて区分されているところが多いのかなという印象があります。

地形と土地の特徴とまちの成り立ちを組み合わせるときれいに区分したほうがいいのか、

それとも、山に近いところと、それとは別に、まちの雰囲気とは別のものとしてそれぞれに基準というか、方向性を持たせて、同じところに立ったときに両方を見てみもらうといったやり方のほうがいいのかというのは、現在、方向性が決まっているわけではなくて、どちらの方向のほうがより今回の改定のところで目指すべきものなのかというところも、今まさにこれから考えていこうとしているので、今、方向をお示しできなくて大変申し訳ないのですが、こちらを次回のときまでには整理してお見せしたいと思っております。

○笠間委員 分かりましたけれども、それは方向性が結構違うと思うので、それはどこかの段階で、ここで議論するのか、あるいは会長と議論いただくのか、そこはお任せしますけれども、方向性として結構違うかなと思って聞いていました。

また、現計画の中でゾーンの地域ごとの景観まちづくりの推進という、地域ごとの「景観まちづくり指針」が思い当たるのですが、例えば、定山溪とか電車通は、比較的に対象区域が狭いですし、拠点のエリアみたいなのに限られているので、それとはまた別の議論という考え方でよろしいでしょうか。

○事務局（景観係長） お考えのとおり、景観まちづくり指針の取組は、どちらかというところとスポット的な形の少し狭いエリアでの取組をイメージしておりますので、こちらのゾーンのほうの考え方とは別になるかなというふうに考えています。

○笠間委員 ありがとうございます。理解が深まりました。

○小澤会長 まさに笠間委員がおっしゃっていただいたとおり、我々がどう見ていくか、まちをどう見ていってどういう景観をつくっていくかという大きな捉え方の問題だと思います。そこがぶれていると非常に伝わりにくいものになりますので、整理の仕方といたしますか、そこはすごく大事なポイントかなというふうに私も思ってお聞きしておりました。

○池ノ上委員 笠間委員のお話にも重なるところがあると思うのですが、私もゾーンを設定するという方向性に関しては賛成です。

私としては、景観をこれから誘導していくのか、つくっていくのかということ考えたときに、誰が景観に責任を持ってつくっていくのか、それはつまり、私はその地域の社会というかコミュニティだと思うのです。そう考えたときに、そもそも景観は何だろうというお話が重要になってきていて、先ほどの地形やレイヤーで切り取ったお話がこの計画書にも書かれているのですけれども、何人かの委員がおっしゃっているように、景観はランドシャフトだと考えると、人の営みや生態系の中で作り上げられてきたビジュアル的なものというか、目で捉えられる系だと思うのです。そのシステムというか、その系をどう捉えるかというのは、まさに構造かと思っています。

私が景観のまちづくりとか景観地域づくりをするときは、先ほど特性と構造の話がありましたけれども、まず景観を構成している要素は何かと考えて、点である場合もあるし、線である場合もあるし、機能である場合もあるのですが、どちらかというところと機能とか人の営みとか生態系によるものもあるのですけれども、それがどう要素としてつながっているかと捉えることが、まさに構造的にどう捉えるかという話で、その構造の中でこのゾー

ンなのか地区なのかということはあるのですが、ゾーンごとにどんな特性を持っているのかということをしてストーリーとして語るということが景観特性なのかなと思いますし、私はそのように使っています。

先ほど、ゾーンも複合的に捉えられるのではないかという話があったと思います。私は、札幌ほど大きな都市をやったことはなくて、せいぜい函館市ですけれども、そのときは大景観、中景観、小景観みたいな形で捉えていて、それは都市全体とか札幌の場合はどこまでが入るか、都心部ぐらいが一つの捉え方なのかもしれないのですが、誰の意思でどう形成されたかみたいところで大景観があり、中景観は、まち並みというか、ある地域を運営しているコミュニティがあるというもので、個別の建築物、建造物を捉えるときには小景観で捉えて、それぞれ対応するコミュニティであり、人がいるわけです。その景観を生み出してきたこれまでのストーリーや理由が背景としてあるという捉え方をしているのです。

決して規制をつくるための計画ではなくて、むしろ、札幌らしい景観をこれからどう形成していくかということを考えていたり、石塚委員が最初におっしゃっていましたが、それを生み出していく仕組みづくりをどうしていくのかということ考えたときに、人やコミュニティがどうあればいいのかということと一緒に考えていくことが大切だと思っています。

○小澤会長 おっしゃるとおり、誰がつくるものなのか、メッセージを発する相手はすごく重要だと思っています。

○渡部委員 質問が一つと意見が二つです。

まず質問ですが、現行の計画から引き継いで、新しい計画の中でも、自然、都市、人（暮らし）という要素が重要だということが語られているのですが、この自然の中に生態系の動物や昆虫などが入っているのかどうかということと、現行の中でどれぐらい具体的に捉えられているのかということとをまずは教えていただきたいです。

○事務局（景観係長） 現行計画の自然の中に生態系が入っているかというお話ですが、植生や地形はあるのですが、植物以外の生き物については項目としては触れている部分は無かったのではないかと思います。

○渡部委員 僕もその方面の専門ではないので、半分素人考えのようなところがあるかもしれませんが、最近だと、分かりやすく市街地に熊が出没することがありますけれども、緑のネットワークとかグリーンベルトを考えていくときに、動物の生活圏との関係は分かちがたいと思っています。

それを景観計画でコントロールするのかどうかということはあるかもしれませんが、自然的要素と都市的な要素の両方を捉えていけるような、先ほどバックデータみたいな話もありましたが、そういう具体的な視点も少し捉えながら考えていく必要はあるのではないのかなというのが、ご質問させていただいた上でのコメントでした。

2点目は、先ほどいろいろ議論が交わされているゾーンのところについての意見です。

この方向性の中でどういうふうにゾーンを分けていくのかというのは非常に難しいというのが資料を見ながら抱いた感想です。どういうふうに計画を立てていくかという中で、今の考え方からゾーン分けして、その上でゾーンの中でそれぞれの特徴、いろいろな分野で方針を考えていくというやり方もあれば、全市的にいろいろな要素で、それこそ、この図のように重ね合わせながら、重ね合わせた結果によってその方針を出していくというように、ゾーンをあらかじめ決めずに方針を決めていくようなやり方もあるのではないかと思います。

具体的な都市をど忘れしてしまったのですが、アメリカのとある都市ですと、生態系だったり自然的な環境影響評価と、都市的な交通、そのほか公共施設等を含めた都市的な開発ポテンシャルといった地図、レイヤーを重ね合わせながら、点数というか、結果みたいなもので方向性を定めていくということをプランニングとしてやられています。

ゾーンという言い方が適切なのかどうか分からないのですが、全体として、いろいろ特徴に合わせてきめ細やかな景観誘導を図るということは非常に大切な方向だと思っているのですが、決め方といいますか、プロセスについてはこれから考えていく必要があるのかなと思いました。

最後の3点目ですけれども、雪とか冬期の景観は、私も研究で積雪寒冷都市のデザインをやっていて、とても大事な計画の方針の一つだと思っています。

景観計画の中に景観の方針の示し方が二つあると思っています、一つは、文言的にいろいろ方針を描きながら誘導していくようなものと、数値的に景観色のようなものとか具体的なものを出しているものがあって、景観色とか新しい要素ですと、夜間景観は、一部、色温度や照度的なもので具体的なものも示されると思っているのですが、雪については、この内容からいくと、文言的な誘導的なもので状況を説明していくものがあるのではないかと想像しているのですが、雪を魅力的に使っていくために、一部、都市の中に雪をためながらやっていくということは、私も研究でやりながら非常に有効なものの一つだと思っているのですが、一方で、ためていくと単純な話、除排雪の問題と交通障害の問題もあったりするので、少し数値的なとか、量的な見方みたいなものも必要なのではないかと思います。

ですから、その辺りがどういう方針の示し方になるのかというのは、ほかのも含めてですけれども、文言的なことと数値的なところと、先ほど森（傑）委員からあったように、創造的になりつつ規制はしないような示し方というのは考えなければいけないところかなと思いました。

○小澤会長 最後の雪の話は、雪があることで都市空間の中での人々のアクティビティーが変わってくるという話でしょうか。

○渡部委員 そうですね。変わっていくことはあると思うので、単純に排雪するよりは、有効にためながら使っていくと。

今、北3条広場は融雪しているところと融雪していないところがあるのですが、意外と

たまっていると、遊んだり、それこそ雪っぽい写真の撮影が増えていたりするのです。ですから、適切にためれば有効だと思うのですが、それを文言だけで書いてしまうと、場合によっては、そこに雪がどどんたまってしまって排雪がうまくいかなかったり、交通の問題になるとその場所だけの問題ではなかったりするので、文言で誘導方針を示していくことと、一部、交通とか量的な検討で方針を示していくことと、雪の場合には両方が必要になってくるのかなと思っていました。

○小澤会長 今回、雪に関しては初めてのチャレンジですので、まだまだ検討の余地がありますね。

○事務局（景観係長） これまでの委員の皆様との意見交換でも、都心の中に雪が無くなってしまふところが最近多いので、少し雪を見せるような仕掛けもあったほうがいいのではないかというご意見もいただいています、結果として、そういうものが基準に落ちたほうがいいのか、基準&ガイドラインのようなもので、こういう仕掛けもつくることのできるよという手法をたくさんお見せする形にしたほうがいいのか、あるいは、方針を見せていくかということになるかと思えます。

恐らくは、方針だけではなくて、その先の基準なりガイドラインなりという見せ方までいったほうが、事業所の皆様により使っていただきやすいというか、その後に生きていく内容になるのかなと考えていますし、この辺りを詰めていきたいと思っております。

○小澤会長 最初にご質問いただいた生態系の話ですが、みどりの計画とこれがどうリンクしていくのか、そういったお考えは具体的にございますか。

○事務局（景観係長） みどり関係の計画については、現景観計画でも、公園緑地等の項目で、みどりの基本計画の記載があるなど関連させており、今回も、都市計画マスタープランも、公園の分野とか緑の考え方についてはみどりの計画とリンクしていく形になると思うので、景観計画についても、みどりの計画をベースといいますか、共有しながら、それを基に考えていくということになるかと思えます。

先ほどのお話にありましたように、緑が繋がっていくと、そこに動物たちも一緒に来てしまったり、というところも踏まえながらみどりに関する計画はつくられていると思うのですが、そういった考え方を景観部局でも共有し、それを基に、景観の計画で考えたらどんなふうになるかということをお客様と一緒に考えていければと思っております。

○小澤会長 愛甲委員はみどりのほうに長く関わっていらっしゃるんで、ぜひコメントをいただきたいです。

○愛甲委員 みどりの基本計画自体は2年ぐらい前に改定していますので、今回の景観計画の改定の中でそこを踏まえていただければと思っております。

それに加えて、渡部委員に言っていた生態系との関係で、生物多様性の地域戦略というものを環境局でやっていますけれども、それも昨年度に見直しをして改定しています。生物多様性さっぽろビジョンという言い方をしているのですが、新しいのができています。

それに加えて、最近は緑をつなげ過ぎるのもよくないという議論がありますが、一番大事なのはヒグマの事です。札幌市でもヒグマ基本計画をつくっていますけれども、それは逆に、都市近郊林の外側でヒグマを入らせないための防御ラインを設けるということ積極的に打ち出して、その周辺ではヒグマを積極的に駆除するという方針を札幌市も出しています。それが直接景観にどうこうという話ではないですが、その辺も踏まえていただけるといいと思います。最近、つなげるという話をすると、ヒグマの関係者から、そんなことをしたらヒグマが入ってくるだろうとあって、みどりの基本計画の改定のときにもそういう話をされましたので、そこは踏まえていただけるといいと思って聞いていました。

○小澤会長 今日この課題ということで、非常に重要なこととお聞きしておりました。ほかにいかがでしょうか。

○松本委員 景観計画の改定は必要だと思いつつ、私は前期の審議会にも参加させていただいた中ずっと思っていたことは、景観がだんだんよくなっていくには50年とか100年という年月がかかっていくと思うのですけれども、最終的にどんな感じかというイメージを持つ必要があるのかとずっと思っていました。

今回、誘導基準というか、自然発生的な部分を促していくのかなと思いつつ、最終的に札幌はどういうふうなまちになるのか、したいのかということは、具体的な話が必要なのかなと思います。イメージは何となく分かるのですけれども、みんなはどんなものを描いているのかというものは何かあったほうがいいと思いました。

例えば、そこまではやらないと思うのですけれども、他市、他府県だと、形状や素材がちがちに決めているところがあると思います。屋根は三角屋根でなければ駄目とか、壁はこの色でなければ駄目だと決められて、決まった景観をつくっているところはあると思うのですけれども、札幌市として、そこまでの形を目指すのか、目指さないのかということも含めてというか、その議論も、今回、ゾーン設定を踏まえた中で、どこまでやるのかというのは考える必要があるのかなと思っていました。

○小澤会長 ありがとうございます。

事務局から、今のご指摘につきまして、イメージ、ご意見はございますか。

○事務局(景観係長) どのようなまちの姿を目指すのかというところを突き詰めますと、今は、まちづくり戦略ビジョンが目指す目標になろうかと思えます。

また、現行の景観計画では「北の自然・都市・人が輝きを織りなす美しい札幌の景観を創り上げる」という理念となっており、改定計画の中でこの理念は同じままでいくのか、戦略ビジョンには雪というキーワードが入っているので、こういったことも踏まえて変えていくのかどうかなど、また改めて考えていくことになろうかと思えます。

ただ、その手法としては、今、届出協議を通じて、みんなでいいものをつくってほしいというのが本市の方向性であり、今のところは、がちがちのものにはせず、先ほどのお話にもありましたが、提案を受けて、よりよいものをつくっていかうという方向になるのではないかと思います。

○小澤会長 先ほど松本委員がご指摘いただいた仕上げ材とかの話になりますと、景観色を見直そうという具体的な話も出ています。恐らく、その話も松本委員のご指摘に少し関係してくるかなと思うのですが、その辺りはいかがでしょうか。今まで、どういう意見が出ていて、どういう方向に改定していこうとしているのか。

○事務局（景観係長） 現在の運用の部分ですが、景観色は略称で言うと日塗工というものにきれいに対応していないので、業者さんに分かっていただきづらいというのがまず1点です。

また、施主さん、事業者さん、設計者さんも、灰色の濃い色を多く使いたいというお話があったときに、現行ですと、すごく濃い色は20%までで低層部にしましょうというふうになっているので、やりたいデザインをやりたいようにできないというところと、一方で、札幌市としては、ある程度のラインを守ってもらわないと、無秩序に真っ黒な建物が増えて、周囲のことを考えていないという形になるので、お互いの共通ラインを見出すために、現行で80%はこれらの色、20%はこれらの色というふうに運用しているのですが、その運用のままでいいかどうか。

また、使ってもいい色という範囲について、限界色について、少し使いづらいというお話もいただいています。

一方で、景観色は大変すばらしいというご意見もいただいているので、全てのものを変えるつもりは全く無く、使いづらいという部分について、どういったところが使いづらいのか、どういったところがあれば使いやすくなるのかというところを検討していきたいと考えています。

それから、素材についてお話がありましたけれども、現行でも、れんがの色や、コンクリートのそのままの色は使えるようにしているのですが、最近ですと、例えばタイルについて、濃い色は使えないこととしているのですけれども、れんがとれんがタイルがだんだん近いものになってきているので、そういったところの運用面も少し考えていきたいと思えます。

○松本委員 皆さんの意見もお伺いしながら、どういった方針で実際に協議、指導していただけるのかという話を今後していただければと思います。よろしくお願ひします。

○小澤会長 今お話しいただいたように、現行で動いている制度に対する意見は、また折に触れて我々に共有させていただけるということでよろしいですか。

○事務局（景観係長） 共有させていただきます。

松本委員も、設計者としてのご意見があれば、ぜひいただければと思います。よろしくお願ひします。

○小澤会長 ほかにいかがでしょうか。

○千葉委員 今回は、皆さんの広域な環境、どういったところのまちづくりなのかというところから札幌市を考えるというのは、とても考えていかなければいけない大きな視点だなというのは、改めて考えさせられました。

私は広告物が主な担当ですので、狭義的な話になるのですが、今回この三つの新たに強化する分野がどれも重要だと思うのですが、これは条例をつくるための会ですが、ソフトな面で重要なのは、今後、条例をつくった後の申請を出した後の運用が守られているのかどうか、変更した後の誰がチェックをしていくのかという機能だと思うのです。

アドバイス部会でも、立ち上がった際にはアドバイスをさせていただきましたが、もう既に出来上がっている物件でも残念なサインが追加されています。そこは、札幌市という大きな区画ではアドバイスが難しいかもしれませんが、景観を阻害していくようなものが増えていった場合、どなたかストップさせる部署とか、今後運用するにはどうしたらいいのか、誰がチェックしていくのか、条例化した後に誰が目を光らせていくのかということも皆さんのご意見を伺いながら、その運用面のアドバイスを札幌市が強化していただけたらなと思います。

きちんと都市計画がされている京都とか東京方面のちゃんとした地域では、目を光らせているところが厳しいので、施主さんも気をつけていかれているのだと思います。ですから、施主が気をつけなければいけないという雰囲気札幌市もつくっていただけたらなと思います。

○小澤会長 事務局、いかがでしょうか。

○事務局（景観係長） 広告について、今回デジタルサイネージについてもあげておりますが、策定手続が終わった後にどうやってコントロールしていくかについてですが、現行の景観の制度では、都心部の一部の地域を除いては、広告のデザインコントロールは、景観部局への届出、協議が必要なものではないので、行っておりません。そういった面で、郊外のロードサイドに派手で大きな看板が出てしまうことなどが問題になってきていると考えています。

今、こうやっていきますという明確な答えを出せなくて大変恐縮ですが、課題としては受け止めております。厳しい規制誘導をできるかどうかというのは、難しいところもあるかもしれないですが、より1歩、2歩進むためにはどうしていったらいいかというところから考えていければなと思っております。

なお、今、条例の話が出ましたが、景観計画の改定は行っていく予定ではあるのですが、それに併せて条例の改正まで踏み込むことは現時点では想定しておりません。

○小澤会長 ありがとうございます。

一方で、今、千葉委員にご指摘いただきましたように、前期の委員の時代を含めて、広告物をどうするかというのは非常に話題になりました。今の屋外広告物条例と所掌している部署も違うということで、施主側にとっては逆に分かりづらい規制あるいは誘導だったのではないかと思います。そこは、運用面を含めて、何かしらいい方向に持っていく必要があるのではないかとというのが昨年度からの課題かと思っております。

景観計画の改定で、条例そのものの改定とは関係しないというお話ではあったのですけ

れども、その運用面に対してこちらから提案して、それに従って広告をどういうふうに誘導していくかということではできるわけですね。

○事務局（景観係長） ご提案いただきましたので、その先を詰めていきたいと思えます。

○小澤会長 非常に重要な問題ではありますので、景観計画の改定という小さな枠で捉えるのではなくて、非常に大きく捉えてやるべきことはやるというようにして、審議会委員の皆様にはご意見いただきたいと思えますし、我々から逆に働きかけていって実現に向けてという方向に持っていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○事務局（景観係長） 先ほどの条例の話で、改定する予定はないというお話はいたしました。委員の皆様には自由にご議論いただきまして、それを受け止めた先に、制度的にどういうふうに当てはめていくかというのは事務局の宿題になりますので、委員の皆様には自由にご意見いただければと思えます。

○小澤会長 今まで我々がよく目にしてきた感じの広告がありますが、先ほど話が出ましたサイネージについては、今のところはまだ明快な基準が設定されていないということでしょうか。

○事務局（景観係長） 本市では設けておらず他市ではつくられているところが二、三あると思えます。

○小澤会長 サイネージの技術もどんどん上がってきていますので、間違いなく、まちの景観を今変えつつありますので、これは先手を打っていく必要があるのではないかと思っています。街路景観もそうですし、地下空間でもサイネージの持つ力はどんどん大きくなってきていますので、その辺りも課題かなと思っています。ぜひ考えていければと思えます。

ほかにいかがでしょうか。

○石塚副会長 昨年からの引き続きで、いろいろな観点からご意見を伺っていて、頭の中を整理しなければいけないと思っていて、独白的に発言させていただきます。

今回の見直しでの考え方として、景観を阻害する要因の回避という課題、これは広告とか色彩が該当するかもしれませんが、一方で、札幌らしさを高めていくという意味での景観創造という課題と少し切り分けて制度の運用の仕方を考えていく必要があると感じました。

景観創造のほうは、今後、札幌が世界に対抗できるだけの魅力強化というブランディングという視点とか、札幌に暮らす方々がそこに住んで誇りに感じるというコミュニティのアイデンティティの視点とか、そういった視点を基に今後の景観形成をどうしていくかということだと思えますが、そうしたときに、今までの届出を基にした景観規制という形で景観創造を本当に実現できるのかということが問題になってくるのだと思えます。

ゾーンの問題にしても、今までは全市一律にやっていたのをきめ細かく景観誘導していくためにゾーンという形で細分化していく、そして、基準をもっとローカルに落とし込んでいくという方向性は、必ずしも基準を強化するというわけではないのかもしれないとい

う気もするのです。景観特性を踏まえながらゾーンごとに分けてそこでの基準を強化していくと、運用をする事務局側は非常にやりやすくなるけれども、結果として札幌のブランディングとかコミュニティのアイデンティティにつながるような景観創造ができるのかというと、基準を強化すればするほど、それから乖離してしまう可能性が強いのではないのかという気がしています。景観創造のほうは、ゾーンという概念を出したり、夜間景観や冬というキーワードを出しつつも、基準を強化するという方向ではない形で、それらのテーマにより景観が近づいていくための仕組みをどうしたらいいのかというのが議論の本質のかなという気がしています。では、その仕組みはどうあればいいのかということについては、持ち合わせはないので、皆さんといろいろ考えていければなという気がしました。

○小澤会長 今、石塚副会長からご意見いただいたのですけれども、それに対して事務局として思うところはございますか。

○事務局（景観係長） 基準をまず持つことで、事業者さんと札幌市との間で共通認識ができるというメリットがありながらそこより先を考えてもらえないというデメリットはあるかと思えます。副会長がお話されたような、その先に進める何かの仕組みが構築できればいいなと思うのですが、私としても、よき仕組みの種を持ち合わせていないので、すみません、これも宿題にさせていただければと思います。

○田川委員 感想として三つお話をしようかなと思うのですけれども。

その前に、今の石塚副会長の地域ごとのゾーンの考え方というのは、非常にチャレンジングなところだと思うのですけれども、私も、どちらかという景観創造に重きを置きつつ、この地域のゾーンを考えていくというのがいいのかなというふうに直感的には感じるのですけれども、まだまだ、これから会を重ねますので、今日一番大きく議論になった、いろいろと話題に出てきているのはゾーンごとの取組のところかなと思いますので、楽しみにしております。

景観法がおおむね20年ということで、全国的に重点エリア以外をどうしていくのかということが次の10年に向けて課題であるというふうに全国的に認識されてきているところだと思います。そのタイミングで札幌市さんも改定をされつつ、このゾーンごとの取組というふうに入っていくというのは、新たな展開として非常に意義のあることだと思います。

札幌市の景観の取組は、必ずしも景観法のメニューだけにとらわれることなく進んできておりますので、もともと創造的な面を持っているわけですがけれども、ゾーンの議論は少し具体的に考えていくほうが分かりやすいのではないかなという感じもいたしました。

私、今、東海大学札幌の南区にありますけれども、南区の住人ではないのですけれども、非常に個性的な区なのです。丘陵景観もあれば、石切り場を残すランドスケープ的なポイントの場所もあり、一方で、ラベンダーによるまちづくりを非常に誇りに思っている町内会も幾つかございます。ですから、こういったところを具体的に考えていくと、いろいろなことが浮かび上がってくるのではないかと思います。

そうした場合に、札幌市の非常に広い中で、全てのそういったことを一遍に指定していくということではなくても、動態的な計画づくりといいますか、少しずつ増えていくとそういうような景観の大事な場所が増えていって丘陵地が指定されたのだったら、うちのラベンダーのところもぜひそういうのでやっていきたいとか、増えていくような形もタイムスパンの中で考えていくということもあると思いました。

二つ目は、今のことに関係しますけれども、札幌市さんで景観まちづくり指針の策定が7地区で行われているということです。石塚副会長から冒頭に、ボトムアップ的な取組を入れ込んでいった背景の話があったと思うのですが、私は、この策定7地区というのは非常にすばらしいと思うのです。こういうことをできている自治体はなかなかないと思います。

景観法の中にも景観整備機構とか景観協議会という仕組みはあるのですが、実態としてうまく使いこなせていないということかと思えます。ですから、札幌市が景観独自に7地区を指定しつつ、地域の方と協働しながらエリアをつくっていくという、むしろ景観法で想定しているよりは自治体的にいい動きなのかもしれないと、そういったことと先ほどのゾーンの展開ということがリンクしてくる可能性もあるかもしれないと感じました。

今回は眺望景観とか雪が挙がっていますが、地域と協働しながら景観についてもしていくというこの方面の進化についても、今回の改定でもう少し考えていいというふうに感じました。

3点目は、プレ・アドバイス部会に入れていただいてもとても恐縮しておりますけれども、都心部の大規模な開発は当面続いていくものと思われれます。

森（傑）委員がおっしゃられたように、設計者の練度も非常に上がってきておりますので、その力を生かしつつというのがいいと思うのです。一時期、超高層とか大型開発ができた当初はいいプロジェクトがあったのですが、その後、東京でも、これだけのボリュームで、質が伴っていないというものが随分多かった時期もありました。最近では、ある程度練度が上がってきて、景観的にもいい開発がそこそこ出てきたような気がします。ですから、そういったものを生かしつつということもあると思うのですが、市民理解としては、外観ベースということだけでなく、既に以前のプレ・アドバイス部会でもかなり議論されていると思いますけれども、アクティビティー重視みたいなのも含めて、人の動きも景観なのだということを出していくことが都心の活性化という意味では大事でしょうし、単体の建物の景観の向上であっても、街区への景観的な貢献を促していく、導いていくということが非常に大切だろうと思います。もちろん、都市計画的には公開空地などがあって連動しているのですが、大きな開発が1街区を占める場合もありますけれども、そうではないのもあったり、1万平米を超えていなくて当然かかっていないものも同じ街区にあると。ヨーロッパ系のように街区計画をきちんと持ちづらい日本の都市計画の枠組みの中でも、景観の姿勢としては、単体の建物であっても事業者さんに街区への景観的な貢献を促す、あるいは評価していくという方向性が蓄積としてはいい方向に行くと思って

いるところです。

本当に大きな分量になりますので、いろいろなところがあるかと思えますけれども、以上の3点を感想としてお伝えしておきたいと思いました。

○小澤会長 今、3点ご指摘をいただきましたけれども、事務局からご意見はございますか。

○事務局（景観係長） きれいに3点に分けてお答えできないと思うのですが、まず、景観まちづくり指針についてお褒めいただきまして、ありがとうございます。

地域の方たちと協働で指針をつくる仕組みというのを平成29年から始めさせていただきまして、地域のご協力の下指針がつくられているのですが、うまくいっている部分もある中で、どちらかという地域の方たちから手を挙げていただいているというよりは、行政側から進めていっている所もあり、場所によっては、継続した活動がそれほど多くはない現状にありまして、そういったところが課題なのかなと考えているところです。

今後、それらのまちづくりの活動が継続していくような仕組みや、地域の人たちのやりたいことの結果が景観まちづくり指針にはなくても、景観を含むまちづくり活動がどんな手法を取ったら続けていけられるのかということ、次の改定の中では課題として捉えて考えていけたらいいなと思っております。

また、今、機構というお話も出ていたのですが、景観整備機構を指定させていただいた後、その後の取組をこちらからうまくお願いできないというか、活動し切れていない部分がありました。機構さんからは私たちがやりますよというお声かけをいただいているところがございますので、今後、これからも継続してやれるような取組を一緒に考えていっていただけたらと思っております。

また、景観プレ・アドバイスのお話も出まして、その中のキーワードで街区への貢献という話が出ました。これまでの審議会の中でも、建物と建物の間とかどこかの間に境界線を引くのではなくて、境界がなく、繋がっていくような考え方ができないかというお話もいただいているので、そういったところもキーワードにしなから、今後の施策を考えていけたらいいのかなと思っております。

きれいに分かれずに話が一つにまとまってしまうましたが、以上でよろしいでしょうか。

○田川委員 ありがとうございます。

○小澤会長 自発的な行動をどんどん促していくということがすごく大事かと思っております、それは先ほどの石塚副会長のコメントにも表れていると思いますが、確かに基準とか規制でやっていくものではなくて、創造的な行為を促していくような仕組みが必要かと思えますし、アドバイス部会でも、今までの経験上、うまくいったなという手応えを感じるのは、何か決め事をして、そのとおりに従ってもらうということではなくて、自発的にこういう場所なのでこういう空間をつくってこういうふうに見せていきましょう、都市に開いていきましょうという、そういった設計者、計画者、事業者の考えが前面に出てくるものほどいいものができてきているという感触は持っておりますので、そこはきちんと評

価して誘導していくというところは必要かと思います。明らかにぼんと基準で押さえるというのは私も違うかなと思いました。

それから、お聞きして思っただけですけども、ちゃんと評価をする仕組みをつくりたいですね。ここには書いていないのですが、昭和58年に始まった景観賞が十数年前に中止になったのです。恐らく、景観法に変わる前後で評価するものがだんだん見えなくなってきてストップになったのではないかというイメージを私は持っているんですけども、今回この審議会で議論することがある方向性をしっかりと導き出せて、そこに合致していくものを積極的に市として評価するというような仕組みが出ていけば、やるほうもモチベーションにつながっていくと思います。啓発という意味でも、評価方法や賞を考えてもいいのではないかと思います。広告のところで表彰してはどうかというものが出ていますけれども、広告に限らず、そういうことしていてもいいのではないかと思います。

○事務局（景観係長） 先ほどのお話の景観賞は、平成21年まで隔年で14回ほどありました。一定の役割が終わったということで終了した取組でしたが、このときは建物とか取組を表彰するというものだったのですが、違う視点で、広告であったり、設計主であったり、管理をする人であったり、別の視点で、こういういいものあるよというお知らせするもののほかに、インセンティブといいますか、褒めてあげる仕組みとしてやるということもあると思うので、今回の改定の中で検討していきたいと思います。

○小澤会長 ほかにいかがでしょうか。

○池ノ上委員 質問です。

これは愛甲委員からご質問いただいてもいいと思うのですが、札幌市はGX推進ということをやっていると思うので、そういうことを踏まえなければいけないのかどうか。

具体的に言うと、再エネ施設もかなり増えてきていると思うので、その辺をどうするかということを検討したほうがいいと思うんですけども、ここでするのかどうかということをお教えいただけたらと思います。

○事務局（景観係長） そうですね。

いわゆる施設みたいなものは景観の基準の対象になることから、規模が大きいものになれば、その部分では関わってくると思うんですけども、ほかに施策としてどのように関連していくのかというところですが、GXも本市の施策として行われるものになりますので、連携という形になるかどうかは別にして、そちらの情報も共有して、そこと同じ方向を向くように考えていきたいと思います。

○小澤会長 非常に現代的な課題ですね。

○愛甲委員 今のことは私も聞こうと思っていました。

今、北海道の景観審議会でガイドラインの見直しをしていて、あれは特出しで太陽光パネルと風力発電施設を普通の工作物と基準を変えてガイドラインをつくって、事業者さんに特段のお願いをするということをやっています。

札幌市は景観行政団体なので、道が改定するガイドラインから対象が外れていることに

なってしまうのですけれども、一見、それがかかっているように見えてしまって、この工作物の中に含まれるのですが、規模とかつくり方とか、最近問題になった小規模なものをいっぱいつくって、そこに集積してしまうと、結局、広い面積でそれぞれの事業者が別だったり小分けにして申請されたりすると、届出の対象にならないという問題もあります。私は、できれば議論していただくと助かると思っています。今のお話を聞いていて分かりましたけれども、そこは検討していただいてもいいのかなという願いが一つです。

それから、今のこととは関係ないですが、先ほどの夜間の話で、基本的には夜景の話なのだろうと思って聞いていたのですが、逆の話はないのですか。闇を守ると言ったら変ですけれども、ダークスカイという考え方があって、これも観光地では非常に重要だと最近言われています。要は、星空が見える場所を守るという考え方も非常に大事で、それこそゾーンによるのでしょうけれども、それも景観の一つだと思いますから、逆側の方向性も関係あると思って伺っていました。

また、眺望についても聞きたかったのですが、これは、まち中から外側を見たときの眺望ですか。それとも、外側からまちを見下ろしたときの眺望ですか。それも夜景とまた関係してくるので、確認したかったです。

○事務局（景観係長） まず、太陽光発電ですが、愛甲委員のおっしゃったとおり、大規模なものは対象になっており、どのようなものができるか提示していただきどういった配慮ができるか協議させていただくことになっております。景観まちづくり指針ではもう少し小規模なものも届出の対象になりますので、ここは絶対に守らなければいけないという場所が明確に見えてきましたら、景まち指針なり重点区域なりという指定をかけて小さなものを拾うというやり方はあり得ると思いました。

そういったことも含め、まずは道のガイドラインを拝見させていただきながら検討していきたいと思っております。

2点目の夜間景観につきましては、そういう見方は全然気づいておらず、とてもすてきなアイデアをいただきました。札幌にも少し離れると星空が見えるところがあるのは存じていますので、そういったところは守りましょう、それ以外のところとメリハリをつけましょうということだと思うので、今後、夜間景観を考えていく中で考えていきたいと思えます。

眺望につきましては、よく知られている眺望点は、例えば、モエレの山からまちを見るときか、藻岩山からまちを見るときか、まちを通り越して遠くを見るということもあると思うのですけれども、どちらかという、山のほうからまちのほうを見るというのが多かったと思っておりましたが、一方で、まちの中から山を見るということもあります。例えば、テレビ塔から山を見るときか、平地のところから手稲山を見ることが挙げられると思うので、そういったところも眺望の大事な場所としては挙げられると思えますし、両方あると思っております。

○小澤会長 ほかにいかがでしょうか。

○笠間委員 まちづくりの大きな政策目標というか、札幌市として目指すまちの方向性と、先ほどの太陽光発電もそうですが、我々の考える景観的な理想というところは、ある程度のすり合わせを図っておかなければいけないと思っています。ここができていないために、太陽光発電をするにしても、高層ビルを建てるにしても、景観と開発は対立するものだと思われたりもするわけです。

これに関して先ほど、まちづくり戦略ビジョンの話がありましたが、眺望景観に関する言及ができたということでした。それで、今見ていたのですけれども、見つからなかったもので、どういうことが書かれていたのかということをお教えしてほしいです。

一方で、池ノ上委員から地域の暮らしという話もありましたけれども、どういう暮らしを目指すのかということがあって、それに併せて景観的に何を目標としていこうかが決まってくると思います。なので、都市的なビジョン、地域の人たちがどういう暮らしを望むのか、我々が景観的にそれをどう解決していくのかということのすり合わせを図っていかなければいけないと思っていますので、上位のところはどういった議論がされているのかということをお教えいただきたいです。

○事務局（景観係長） まちづくり戦略ビジョンはビジョン編と戦略編に分かれておりますが、戦略編の中の記載がございます。まちづくりの基本目標が20個あるのですけれども、そのうちの19番目が「世界を引きつける魅力と活力あふれるまち」という項目になっております。

この目指す姿の中に、持続可能で魅力ある都心の形成という部分がございます。読み上げさせていただきますと、「持続可能で魅力ある都心の形成に向けて、民間投資と民間のノウハウを活用しながら、再開発による土地の高度利用と都市機能の更新、脱炭素化・強じん化を促進するほか、地域特性を生かした官民連携によるまちづくりの推進、開発に対するきめ細かな誘導・調整やエリアマネジメントの支援、街並みへの配慮や眺望景観の創出に向けた誘導などを行います。」と書いてありまして、この中に眺望景観の創出の誘導などを進めますということ盛り込まれているところでございます。

○笠間委員 PDFをダウンロードして見ていたのですけれども、眺望景観の創出と書いてあるところがみそかなと思いました。一方、街並みへの配慮というところは、先ほどの山並みへの眺望を守っていこうということにもつながってくると思いますし、都心の開発と眺望だとかまち並みが変わっていくということは景観アドバイス部会で何度となく議論されてきたところだと思いますので、その辺を含めて、今回の改定にどう盛り込んでいくのかというふうに進めばいいと思っています。

○小澤会長 ほかにいかがでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○小澤会長 それでは、今後のスケジュールについてもう一度振り返りたいのですが、今日が第1回で、第2、第3、第4回を9月、11月、12月となっているのですけれども、景観構造についてというのが共通で入ってしまっていて、その後に下でゾーンについて、これ

も3回とも入っています。9月に眺望、11月に夜間、雪、色、12月に広告、公共、届出とありますけれども、この辺りの進め方のイメージを教えてください。

これが絶対なのか、今後の構造的なものの調査を含めて多少変わってくるのか、今お分りの範囲で教えていただけたらと思うのですが、いかがでしょうか。

○事務局（景観係長） 今、挙げさせていただいたスケジュールの項目は確定ではなく、今年度までに骨子をつくるというところを目標とし、そこに至るまでに各項目について議論していかなくてはならないと考えたときに、一旦、記載の時期にはそれぞれのお話をさせていただきたいというところであてはめたものでございます。

景観のゾーンの部分などにつきましては、1回の議論だけではなく、少し何回かに分けて議論を深めていく必要があるのかなということで、少し始めのほうから議題としたいというところと、あとは、議論いただくための土台をつくるのに少しお時間をいただきたいというところで、年度の後半ぐらいから審議会を開催させていただきたいと思います。そこで8月か9月ぐらいからという一旦のスケジュールとさせていただきました。

○小澤会長 今は4月22日ですけれども、4か月ほど時間をいただいて、第2回、第3回、第4回の議論に結びつけていくというイメージですね。分かりました。

今日、様々な話題が出ましたし、委員の皆様からこういった情報提供ができるというお話もいただきましたので、差し支えなければ、随時出させていただくということによろしいですか。

○事務局（景観係長） 随時いただいて、それについて意見交換をさせていただければ大変ありがたいです。

○田川委員 要望ですが、恐らく、札幌市まちづくり戦略ビジョンとか都市計画に精通されている方もこの中にはいらっしゃると思うのですけれども、次の9月の審議会のときに、ほかの計画ではどういうゾーンがレイヤーとして落ちてきているのかという辺りの資料があって、今回の景観におけるゾーンのところを議論できるとありがたいと思います。

お忙しいとは思いますが、その辺りのご準備も併せていただければと思います。既存のものを束ねるのでよろしいかと思うのですけれども、札幌市においてどのようないろいろな計画のゾーンが落ちてきているのかという。

○小澤会長 お願いいたします。

○笠間委員 ゾーンの議論がそれぞれの地域の特性に応じたものを検討していくという話だったと思うのですけれども、僕は、南区と中央区と豊平区はそれなりに現状を分かっているつもりですけれども、年に数回しか訪れる機会がない区もあり、そのへんの近況の議論になると厳しいなみたいなどころもあるのですが、このメンバーで10区を網羅できているのかなというのが不安になりました。

例えば手稲の議論をすごくしているのだけれども、ここに手稲のことをよく分かっている人が誰もいないという状況だと困ると思ったのですが、その辺はいずれ把握していただきたいと思います。

○小澤会長 確かに、それをしっかり押さえておかないと、むらが出ますね。あるところは非常に詳しく具体的で、あるところは薄かったりしますので、その辺りは何かカバーできる方法というのはございますよね。

○事務局（景観係長） 区については網羅していないと思われるので、事務局でカバーできるように、少し方法を考えます。

○小澤会長 構造の調査をしていただくということですので、それをしながらいろいろなネタを拾い上げることができます。どうしてもこの区のここが弱いということであれば、個別にどなたか見つけ出してきてお聞きするということは差し支えないわけですね。この審議会としては、その辺りを抜けがないようにしていきたいと思いました。

そうしましたら、先ほども申しましたけれども、ぜひ委員の皆様、参考資料等をお寄せいただきまして、この4か月ほどになりますけれども、いろいろ調べて骨格をつくっていききたいと思います。

事務局と石塚副会長と私である程度話し合いながら、随時、皆様のご意見も集めながら形をつくっていったらなと思っています。

○石塚副会長 これまでのお話を伺っていると、委員の皆さんはそれぞれの分野でいろいろな情報を蓄積されていると思うのです。そのご意見をこの限られた時間の中で全て景観計画の見直し議論に反映していくというのは時間的に厳しい面があるので、もし委員の皆さんのお時間をいただけるのであれば、事務局からお伺いして、夜間景観の考え方とか、冬の考え方とか、自然、生態系に関する新しい知見とか、そういう情報を個別にインプットしていただいて作業につなげていただいたほうが良いと思いました。この会議だけで成果を上げるというのは大変なのかなという気がしました。

また、これは2月までで、あくまでも方針のレベルですね。基準のレベルに落とすと、このスケジュールでは成果は出し切れないし、それを急ぎ過ぎるとかえって変なことになってしまう可能性があるので、あくまで方針を明確にしていくということと、方針の中にはどういう仕組みを設けたらいいのかというアイデアも含まれるレベルかと思っています。

お題がはっきりしているから、ゾーンとか、夜間とか、冬という話になっていって、それを景観的に分析していくという作業を事務局でおやりになられるのだけれども、さっき議論の中で、では、札幌はどのような景観を目指すのかという目指すべき景観像は何なのかという話があったと思います。それは、非常にふわふわした話でもあるのだけれども、今後、基準に落とすか、別の仕組みで実現していくのかということも含めて考えたときに、一旦、札幌の目指すべき景観像を具体的に記述できるのであれば、一旦記述したほうがいいのかもしいかなと個人的に感じました。その目標像を実現するために基準に頼るのか、あるいは協議という場に頼るのか、また別の仕組みにするのかというのは、目指すべき景観像が明確になると少し見えてくる可能性もあるという気がしました。

○小澤会長 各論を深めていく場合でも、必ず最後は何を目指すのかというところに戻っていきます。ですから、いろいろ試行錯誤はあると思うのですが、目指すべき景観

像を具体的に書いてみるということは大事かなと思っておりました。

○石塚副会長 札幌駅前通の北街区の制度設計やその後の運用をお手伝いさせていただいているのですけれども、新しく建つ建物に関しての協議の制度を地区計画の中に容積率の緩和と紐づけて位置付けてあるのですけれども、単に必須の協議という仕組みが出来上がっているだけではなくて、先ほど小澤会長がおっしゃられたように、創造的な議論が結構されている場になっているなど自己評価しています。

なぜそうなっているのかと振り返ってみると、札幌駅前通のまちづくりビジョンをかなり具体的に書いているのです。それを事業者が読んで、それを実現するためにこんな提案をしてきましたという流れになっているので、機能しているのかなという気がしています。

基準だけを明確にすると、この基準を満たしているからいいでしょうというやり取りで終わってしまうということを他の景観行政団体で体験するのですが、計画論としては弱いけれども、そういうビジョンをできるだけ明文化しておくことによって、景観創造の取組に結びつきやすくなるのかなという気がしています。

○小澤会長 その辺りをどういう姿勢で書くかということですが、その辺りも審議会の方でご議論して決めていけるという考え方でよろしいですか。

○事務局（景観係長） まずは事務局から案を出すというところからだと思いますが、景観のほかにそのほかの分野の部分も踏まえながら、どのようなものを目指すのかという案を出させていただいて、そこをご議論していくところで宿題をいただきましたので、次回、まずは考えてみたいと思います。ありがとうございます。

○小澤会長 それでは、ほかにご意見がなければ、そろそろ時間が迫ってまいりましたので、閉じてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○小澤会長 ここで、事務局にお返しいたします。

7. 閉 会

○事務局（地域計画課長） 長時間にわたるご審議を本当にありがとうございました。

今日が計画の見直しのスタートというところで、非常に幅広くご議論いただいて、我々の示した資料を基に、今日話ただけでも非常にいろいろな話に及んで、これから2年間、これをどうやってまとめていくかということで、非常に身の引き締まる思いでずっと聞いておりました。

今日のお話でいくと、今回の改定の見直しの肝はゾーンとか景観構造という言葉が、改めて今の新しい計画に入れるときのその考え方をどう整理するかというところが肝かなと思いました。

最後のほうにもありましたけれども、このスケジュール感でいきますと、次が9月となっていて、我々の調査業務も含めて資料をしっかりと作り込むという意味でもその期間を取っていますけれども、その間においてもお出しできる資料は出しながら、各専門分野の

皆様のノウハウの搾取にならない程度にご相談とお時間を頂戴できれば、効率的に中身を詰めていけるのかなと思いました。

事務局でも、今後のスケジュール感ややり方を含めて整理して、皆様にご提供してまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

なお、審議会の議事録につきましては、皆様に内容のご確認をいただいた上で、ホームページに公開することになっております。それとは別に、審議会の委員の皆様にはPDFで資料を提供いたします。

次の審議会の日程調整は、また改めてさせていただきます。

それでは、長時間にわたりましたが、以上をもちまして、令和6年度第1回札幌市景観審議会を終了させていただきます。

本日は、どうもありがとうございました。

以 上

※1 訂正：札幌市都市景観基本計画（H9～H28）及び旧札幌市景観計画（H20～H28）に景観構造について記載されています。

令和6年度第1回札幌市景観審議会 出席者

○札幌市景観審議会委員（12名出席）

愛甲 哲也 北海道大学大学院農学研究院 教授
池ノ上 真一 北海商科大学 教授
石塚 雅明 株式会社石塚計画デザイン事務所 顧問
江田 美保 市民
小澤 丈夫 北海道大学大学院工学研究院 教授
笠間 聡 国立研究開発法人土木研究所寒地土木研究所地域景観チーム 主任研究員
窪田 映子 歴史地域未来創造 株式会社やまチ 取締役・副代表
田川 正毅 東海大学国際文化学部地域創造学科 教授
千葉 淑子 公益社団法人日本サインデザイン協会北海道地区 会員
松本 純 一般社団法人北海道建築士会 まちづくり委員会 委員長
森 傑 北海道大学大学院工学研究院 教授
渡部 典大 北海道大学大学院工学研究院 助教

（五十音順）

○札幌市（5名出席）

まちづくり政策局都市計画担当局長	宮崎 貴雄
まちづくり政策局都市計画部長	長谷川 豊
まちづくり政策局都市計画部地域計画課長	永井 雅規
まちづくり政策局都市計画部地域計画課景観係長	青木 うみ
まちづくり政策局都市計画部地域計画課景観まちづくり担当係長	伊藤 湖